平成２３年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市五日市208番地５
債務者　楠戸　理加
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
埼玉県久喜市久喜東１丁目29番25号　河野通博方
債務者　酒井　　実
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
さいたま市岩槻区大字南下新井1199番地１
債務者　山方　信昭
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目１番26号
債務者　鍛冶　静代
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
埼玉県川口市大字安行西立野244番地の28
債務者　小林　伸一
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５９号
埼玉県上尾市大字瓦葺2459番地１　リッツハウス203
債務者　宍戸美紀子（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
栃木県足利市葉鹿町724番地５、前住所群馬県太田市山之神町484番地９
債務者　阿部　一道
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４６号
栃木県佐野市若松町329番地１　ルナフローラ・エスト203号室
債務者　荒川　　一
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月19日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第９５号
岡山県真庭市西河内1103番地２　グランディール103
債務者　西尾　節子
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１０３号
岡山県津山市東一宮19番地８
債務者　中西　和則
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１０５号
岡山県津山市高野山西432番地１
債務者　浮田　敬正
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５３号
熊本県八代郡氷川町若洲39番地
債務者　竹田　末弘
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第６８号
熊本県八代市本野町2561番地６
債務者　植原　辰尋
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４６１５号
大阪市淀川区塚本６丁目７番８号　グランソシエ塚本Ⅱ301号、前住所大阪市東淀川区菅原７丁目３番29号
債務者　小野眞由美
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１２８号
鹿児島県姶良市加治木町木田2240番地23
破産者　今西ひとみ
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　本件は配当すべき債権者もなく、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２１年（フ）第４９号
秋田県能代市字臥竜山39番地18
破産者　大東施設工業株式会社
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部